

「特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）」及び「預託等取引に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に関する御意見及び当該御意見に対する考え方

No.	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>世の中には、認知能力の低い高齢者や未成年者、並びにいわゆる情報弱者を対象とし、相手が泣き寝入りする可能性が高いことを認識したうえで、あえて悪質な商法を行う事業者が多数存在していると感じています。</p> <p>現在の行政処分は、事業者名の公表や3ヶ月から半年程度の期間の業務停止命令にとどまる場合が多く、また実際には全体のごく一部しか処分に至っていないのが実情ではないでしょうか。そのため、抑止効果としては十分でないと懸念しております。</p> <p>今回の公示送達の電子化により、処分の実効性が高まることを期待しておりますが、あわせて、悪質性が高く、故意性が明確な事案については、より重い行政罰や刑事罰の適用を積極的に検討すべきではないでしょうか。</p> <p>特に、弱者を標的とした反復的・組織的な違法行為については、経済的利益を上回る十分な制裁を科す制度設計が必要であると考えます。</p>	御意見として承ります。

No.	御意見	御意見に対する考え方
2	<p>今回のウェブ公開の公示化は評価するが、消費者保護の実効性を高めるためには、行政処分を受けた事業者の情報が一般消費者の目に実際に届く仕組みが不可欠である。</p> <p>消費者庁の公示情報が Google・Yahoo・Bing 等の主要検索エンジンにおいて当該業者名検索時に上位表示されるよう、各検索サービス事業者との情報連携協定の締結を強く求める。</p> <p>また、詐欺電話番号の警告サービスが民間アプリ（電話帳ナビ等）によって担われている現状が示すように、消費者保護に直結する情報の流通を民間任せにすることには限界がある。</p> <p>行政処分情報を公的インフラとして整備し、民間アプリや検索サービスが API で参照・活用できる仕組みを構築することで、情報の信頼性・網羅性・即時性を大幅に向上させることができる。</p> <p>公示が形式的な手続きに終わらないためにも、制度と流通の両面から実効性を担保すべきである。</p>	御意見として承ります。